

メンテナンスに関連する既存民間資格の例(詳細版)

参考1

資格名称	受験条件(主要部分を一部抜粋)	資格を取得することの意味、ねらい
コンクリート診断士	次のいずれかの条件に該当する者。 ①大学もしくは高等専門学校(専攻科)を卒業し、 4年以上のコンクリート技術関係業務 を経験している者 ②短期大学もしくは高等専門学校を卒業し、 6年以上のコンクリート技術関係業務 を経験している者 ③次のいずれかの資格を有する者 コンクリート主任技士、コンクリート技士、一級建築士、技術士(建設部門、農業部門-農業土木)、土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)、RCCM(鋼構造及びコンクリート)、コンクリート構造診断士	21世紀は、新設よりも維持の時代であり、そのための技術者を早急に養成することが社会のニーズであることから、 診断・維持管理に関する幅広い知識を持った技術者 を養成し、社会に貢献することを目的に創設
土木鋼構造診断士	次のいずれかの条件に該当する方 ①大学において土木工学の課程を修め、 実務経験7年以上 、または土木鋼構造診断士補取得者は登録後3年以上経過したもの。 ②短期大学、高等専門学校、専門学校において土木工学の課程を修め、 実務経験9年以上 、または土木鋼構造診断士補取得者は登録後5年以上経過したもの。 ③技術士(建設部門)に登録し、1年以上経過した者	鋼構造物に求められている要求性能を確保し、国民や利用者に信頼される鋼構造物を維持するために、 高度な専門能力によって点検・診断を正しく行う技術者 の育成を目的に創設
コンクリート構造診断士	次のいずれかの条件に該当する者。 ①大学において、土木工学、建築学関連の課程を修めた者であり、 4年以上の実務経験 を有する者。 ②短期大学もしくは高等専門学校において土木工学、建築学関連の課程を修めた者であり、 6年以上の実務経験 を有する者 ③次のいずれかの資格を有する者 コンクリート主任技士、一級建築士、技術士(建設部門)、土木学会認定技術者(特別上級)、コンクリート診断士、一級(土木・建築)施工管理技士、博士号	コンクリート構造物を対象として、その劣化の程度を診断し、維持管理の提案を行うだけでなく、 構造物全体としての耐力、耐震性能等の診断に関する助言や判断を行う技術者 を育成することを目的に創設
一級、二級構造物診断士	次のいずれかの条件に該当する者。(一級) ①大学において、土木、建築、鋼構造関連の課程を修めた者であり、 4年以上の実務経験 を有する者。 ②短期大学もしくは高等専門学校において土木、建築、鋼構造関連の課程を修めた、 5年以上の実務経験 を有する者 ③二級構造物診断士の資格取得後、4年以上の業務経験を有する者 ④次のいずれかの資格を有する者 技術士、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士、コンクリート構造診断士、一級建築士	高度成長期に大量に建設された諸施設が集中的に更新時期を迎え、総合的で効率的な維持管理システムの構築が切望されていることから、既存構造物の資産管理の視点から 信頼に足る専門技術者の育成とレベルの向上 を目的に創設
海洋・港湾構造物維持管理士	次のいずれかの条件に該当する者。 ①海洋・港湾構造物の調査、設計、工事、管理に関する業務に 通算7年以上の実務経験 を有する方。 ②技術士(建設部門)または1級土木施工管理技士の資格を有する方。 ③RCCM、土木学会認定技術者(特別上級、上級)、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士、コンクリート構造診断士のいずれかの資格を保有する者。	波浪や潮流の影響を受ける過酷な海域環境下での構造物の維持管理には、固有の技術の習熟が必要であることから、 構造物の損傷、劣化、変状等についての点検診断や維持工事等に高い知識を有する技術者 の確保、育成を目的に創設
道路橋点検士	道路橋点検士を受験する為に必要な、「道路橋点検士技術研修会」を受講するための条件は以下の通り。 ①大学または高等専門学校(専攻科)の指定学科を卒業した者で 橋梁に関する実務経験3年以上 を有する者、及び指定学科以外を卒業した者で橋梁に関する実務経験5年以上を有する者。 ②短期大学または高等専門学校の指定学科を卒業した者で 橋梁に関する実務経験5年以上 を有する者、及び指定学科以外を卒業した者で橋梁に関する実務経験7年以上を有する者。 ③技術士、土木鋼構造物診断士、コンクリート診断士、コンクリート構造診断士、RCCM及びその他道路橋点検士委員会が認めた資格を有する者。	今後、高度経済成長期に集中的に建設された道路橋が急速に高齢化し、それに伴い損傷も急速に進展していくものと考えられることから、 道路橋の点検技術者の更なる技術力の向上や点検結果の精度・信頼性の確保 を図ることを目的に創設
地すべり防止工事士	地すべり防止工事等に関する 5年以上の実務経験 を有し、うち1年以上の指導監督的実務経験を持つ者。	斜面災害の予防・対策のための計画・調査・設計・施工管理など、一貫した技術者を保有する、豊富な経験と確実な知識 を有する技術者を確保することを目的に創設
社会基盤メンテナンスエキスパート	次のいずれかに該当する実務経験を有する者 (1)官公庁等土木技術者 官公庁等土木技術者のうち、 社会資本の維持業務を2年以上経験 、または同等以上の能力を有している者 (2)建設業界技術者 建設業界で活躍する技術者のうち、社会資本の点検・調査、構造物の新設・補修・補強に係わる 設計・施工管理業務を主体的な立場で実施した経験を3年以上 有するもので協会等の推薦がある者	行政と業界双方の技術力を向上させる取り組みが最も不可欠な課題であることから、 管理者(行政)側と建設業関連技術者側それぞれの組織の技術者が、所定の科目を履修することにより、共通の高度な知識を持った総合技術者を養成 することを目的に創設
RCCM	次のいずれかの条件に該当する者。 ①大学院修了者については、建設コンサルタント等業務について 8年以上の実務経験 を有する者。 ②大学卒業生については、建設コンサルタント等業務について 10年以上の実務経験 を有する者。	建設コンサル等業務の円滑かつ的確な実施に資するとともに、 優秀な技術者が積極的に活用 されることによって、建設コンサルタントの技術力の向上が図られることを期すことを目的に創設
土木学会認定技術者	特別上級： 実務経験年数が17年以上 上級： 実務経験年数が12年以上 、責任ある立場で5年以上の業務経験(コースA) 1級： 実務経験年数が7年以上 、責任ある立場で3年以上の業務経験(コースA)	土木分野全般を対象として、 倫理観と専門的能力を有する土木技術者 を土木学会が責任を持って評価し、これを社会に明示することを目的として創設